

カテエネリース契約約款 新旧比較表

実施日	変更前（旧）	変更後（新）
2024年9月1日	<p>第1条（カテエネリース契約の趣旨および契約成立）</p> <p>4. 本契約は、甲の申込みに対して、乙が所定の手続をもって承諾し、その旨を記載した書面を甲に発送したときに成立するものとします。ただし、甲が、次のいずれかに該当する場合には、乙は甲の申込みを承諾しないこと、および、その場合において、乙は、甲から提出された本契約の申込書を甲に返還しないことについて、甲はあらかじめ承諾します。</p> <p>① 満18歳未満または満65歳以上の場合</p> <p>② 信用調査を行った結果、当社が定める基準に合致しなかった場合</p> <p>③ 安定した収入がない場合</p> <p>④ 物件の設置場所が甲の所有権を有する建物でない場合</p> <p>⑤ 家庭用以外の用途で使用する場合</p> <p>⑥ 甲の希望するリースの内容から算出されるリース料金について、1回あたりのリース料金合計額が10万円を超える場合</p> <p>⑦ 犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第2項第3号および同法施行令第12条第3項に掲げる者（外国PEPs）に該当する場合</p> <p>⑧ 業務上または技術上著しい困難等、乙が申込みを承諾できないと認める事由がある場合</p>	<p>第1条（カテエネリース契約の趣旨および契約成立）</p> <p>4. 本契約は、甲の申込みに対して、乙が所定の手続をもって承諾し、その旨を記載した書面を甲に発送したときに成立するものとします。ただし、甲が、次のいずれかに該当する場合には、乙は甲の申込みを承諾しないこと、および、その場合において、乙は、甲から提出された本契約の申込書を甲に返還しないことについて、甲はあらかじめ承諾します。</p> <p>① 満18歳未満または満65歳以上の場合</p> <p>② 信用調査を行った結果、当社が定める基準に合致しなかった場合</p> <p>③ 安定した収入がない場合</p> <p>④ 物件の設置場所が甲または甲の一親等の方が所有権を有する建物でない場合</p> <p>⑤ 家庭用以外の用途で使用する場合</p> <p>⑥ 甲の希望するリースの内容から算出されるリース料金について、1回あたりのリース料金合計額が10万円を超える場合</p> <p>⑦ 犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第2項第3号および同法施行令第12条第3項に掲げる者（外国PEPs）に該当する場合</p> <p>⑧ 業務上または技術上著しい困難等、乙が申込みを承諾できないと認める事由がある場合</p>